

○須高行政事務組合個人情報保護条例

(平成17年11月10日)

須高行政事務組合条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、組合が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって公正で信頼される住民主体の組合行政の進展に寄与することを目的とする。

(情報公開条例に関する規定)

第2条 須高行政事務組合個人情報保護条例については、須坂市個人情報保護条例(平成13年須坂市条例第35号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。